

生徒心得

生徒信条

我々は、本校教育目標の主旨に従い、仙台市立仙台工業高等学校定時制生徒として、働きながら学ぶ者の誇りと自覚のもとに行動し、校内外のあらゆる場において自己の研磨と母校の発展に努力し、有意義な学校生活を送るよう努める。

校内生活心得

1. (服装・頭髪) 服装は高校生にふさわしく、端正、清潔を旨とし、華美に流れないよう心がける。また、頭髪は清潔・端正に保つこと。
2. (挨拶・会釈) 教職員及び来客に対して、また生徒相互の間でも上級下級を問わず、挨拶や会釈によって、明るく敬愛の心を表明し合うこと。
3. (欠席・遅刻・早退の届) 理由なく欠席・遅刻・早退はせず、やむを得ない場合は、その旨を必ず届け出ること。
4. (忌引の取り扱い) 忌引日数は、父母、養父母7日以内、祖父母5日以内、兄弟姉妹、伯叔父母4日以内、伯叔父母4日以内、曾祖父母4日以内とし、担任に届け出ること。
5. 会員の慶弔については5,000円とし慶弔費からお悔やみを支出する。
6. (土足厳禁) 校舎内では土足を厳禁し、規定のサンダルを使用すること。
7. (着帽の禁止) 校内では必要がなければ、帽子やタオル等をかぶらないこと。特に教室や食堂、体育館では厳禁とする。
8. (携帯電話等) 携帯電話等、ゲーム機器、音楽機器の持ち込みは保護者と十分検討し自己責任の上利用することを可とする。ただし、授業中、行事、集会など必要の無いときは個人ロッカーやカバンにしまい、授業等に専念すること。
9. (飲酒・喫煙の禁止) 校内・登校・下校において絶対に飲酒・喫煙をしないこと。
10. (放課後の校舎利用) 放課後における生徒会活動等は担当職員の許可を受けること。
11. (校舎の清掃美化) 校舎内外の施設、設備は公共施設愛護の精神をもって使用し、進んでその清掃美化に努め、特に火気については十分に注意すること。
12. (政治的活動等) 教育活動の場(授業や、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動を含む)の場を利用して行う選挙運動や政治的活動等は認められない。
13. (政治的活動等) 学校の構内での選挙運動や政治的活動等は認められない。
14. (政治的活動等) 放課後や休日等に学校の構外で行う選挙運動や政治的活動等により、本人あるいは他の生徒の学業や生活に支障があってはならない。

校外生活心得

1. (交通安全) 道路の通行は交通規則に従うと共に本校通学規定を厳守すること。
2. (公衆道徳の遵守) 校外においては「譲り合う心」を持ち、「他人に迷惑をかけない」という公衆道徳のもとに行動すること。
3. (学生証の携帯) 常に学生証を携帯し、校外において、指導員等に注意、指導を受けたときには、学生証を明示すると共に、その指示に従うこと。
4. (旅行届) 長期旅行等については、その計画・要項等を担任に提出し、必要な場合はその指導と助言を受けるように努める。
5. (校外活動) 校外において、暴走行為など公序良俗に反する行為などには参加しないこと。